

# 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年3月28日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

## 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第2号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年3月28日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
  - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間  
平成30年2月7日頃から同年3月22日頃までの間
  - (2) 支給対象犯罪行為の内容  
氏名不詳者がコインチェック株式会社管理のNEMアドレスから氏名不詳者管理のNEMアドレスに送信する旨の虚偽の情報を与えて不正に得た犯罪収益である暗号資産NEM合計約6132万2625XEMを、その情を知りながら、909回にわたり、パーソナルコンピュータを使用して受信用NEMアドレスに送信させ、もって犯罪収益等を收受した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項  
前記氏名不詳者管理のNEMアドレス  
NC4C6PSUW5CLTDT5SXAGJDQJGZNESKFK5MCN770G
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金2億3760万4087円
- 6 支給申請期間 令和7年3月28日から令和7年4月30日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
  - (1) 裁判所名 東京高等裁判所
  - (2) 裁判年月日 令和4年3月22日（同年12月13日確定）
  - (3) 被告人氏名 北本 雅己
  - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名  
(事実の要旨)  
被告人は、平成30年2月7日頃から同年3月22日頃までの間、被告方において、氏名不詳者がコインチェック株式会社管理のNEMアドレスから氏名不詳者管理のNEMアドレスに送信する旨の虚偽の情報を与えて不正に得た犯罪収益である暗号資産NEM合計約6132万2625XEMを、その情を知りながら、909回にわたり、パーソナルコンピュータを使用し受信用NEMアドレスに送信させ、もって犯罪収益等を收受した。
- (罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）  
〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1  
東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当  
電話番号 03-3592-5611（代表）内線4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずに当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。